

令和5年度 高津市民館 市民自主学級・市民自主企画事業 募集案内

あなたのアイデアとチカラで、高津区をもっと素敵なまちに！

資料5-1

あなたの企画で 市民館の講座・イベントが出来るんです！！

みんなで作る学びの輪

地域や社会の課題を
みんなで学びあおう！



そんな学びの場を、市民館と協働でつくりあげませんか

川崎市教育委員会

問合せ：高津市民館 社会教育振興係

〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-4-1

☎ 044-814-7603 / FAX 044-833-8175

✉ 88takasi@city.kawasaki.jp

あなたの企画が地域と人をつなぎます！

川崎市教育委員会では、地域や社会全体がもつ課題やこんな“まち”になったらいいなという思いを、みんなで共有し互いに学びあうことで、解決や実現をめざす事業を実施しています。それが、市民自主学級・市民自主企画事業です。

市民自主学級

同じ参加者が、月に1回程度以上の頻度で、継続的に、1回2時間を目安として短期間(5～9回)または長期間(10～15回)学習します。続けることで、考えを深めていくことができる学びの形態が「学級」です。

市民自主企画事業

発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、鑑賞会、マップ作成、調査研究など、自由な形式で学習の場をつくります。参加者を毎回募集でき、フリースペース形式は通年で開催できます。

いずれの事業も、市民のみなさんが中心となって、安心して企画・運営を進められるよう、市民館職員がしっかりサポートします。

人と人をつなぐ“学びの場”を市民のみなさんと市民館が手を携えてつくっていきます。

“企画案”が実施事業として選考された場合

こうなります！

- ステップ 1 企画案の選考結果が郵送されます。
- ステップ 2 市民館職員と一緒に企画案をさらに具体化します。
- ステップ 3 川崎市と委託契約を締結し、委託料を受領します。
- ステップ 4 チラシを作成し、参加者を募集します。
- ステップ 5 講座を **開催** します。
- ステップ 6 実施報告を行います。

具体的なタイムスケジュール

*以下、市民自主学級・市民自主企画事業を「学級・事業」と記します。

※橘分館への提案をご希望の場合は、橘分館の募集案内をご覧ください。

事前説明会 12月18日(日)

- 高津市民館にて、企画提案に向けての説明会を開催します。

会 場：高津市民館 11階 第3会議室

時 間：10:00～12:00

※参加希望の方は、12月14日(木)までに高津市民館へ電話でお申し込みください。企画提案に関するご相談は、上記説明会以外でも随時お受けします。

企画提案書の作成

- 企画提案書を書く段階から、職員も一緒になって考えます。高津市民館の職員に、お気軽にご相談ください。

※パソコン「ワード」用データをご希望の方は、高津市民館のメールアドレスにご連絡いただければ、折り返しデータをお送りします。

企画提案書の提出 1月20日(金)まで

- 1月6日(金)～1月20日(金) 17:00の期間に提出ください。
- 企画書の提出は、直接来館、メール、郵送【**必着**】で。

企画提案書を提出なさる前に、必ず一度はご相談にお越しくください。(説明会時の相談も含めます)

≪**ご注意ください**≫

事前相談のないままご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても、受付できないことがあります。

企画提案会に出席 2月25日(土)

- 企画内容のご説明は、提案されたご本人もしくはグループの方から行っていただきます。欠席の場合には、提案辞退とみなされますので、ご注意ください。

会 場：高津市民館橘分館 2階 第3・4学習室(予定)

時 間：13:00～15:00(予定)

選考

企画提案会終了後、川崎市社会教育委員会議
高津市民館専門部会の意見に基づき、
高津市民館で実施する事業を決定します。
結果は後日、郵送でお知らせします。

選考結果の通知

令和4年度に生まれた、様々なカタチ

～ 令和4年度高津市民館で実施した

各学級・事業の企画運営団体のみなさんの想いを紹介します！～

市民自主学級	<p>❖ つながる・まなぶ パパママ三年生（短期学級）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>高津市民館で家庭地域教育学級を受講し、学んだことを地域で生かそうと考えた時に、講座形式で通年に渡った子育てに関する情報提供や交流する場を提供し続ける事も大切だと感じました。未就学時期の年齢の近い同世代が孤立しないように、市民館での学びと出会いを通じた、ネットワークづくりを目指していきます。この講座を通して地域で子育てする楽しさを知ってほしいと思います。</p></div> <p>❖ 健康と音楽に親しむ～こころとからだをつなぐ～（長期学級）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>音楽資源が豊かな高津区で、聴く、演奏する以外の音楽のもつ魅力について、新たなコミュニケーションツールとして音楽の楽しさを伝えていきたいと思っています。学ぶだけでなく、受講者同士の交流ができるよう、ゆるやかにつながれる仲間づくりにも配慮しました。</p><ul style="list-style-type: none">・健康寿命の大切さがさげばれているなか、健康維持のために音楽が活用できること。・平日の日中に、講座を通じて仲間づくりをしていきたい。・定年後のシニア層にも、参加することで外出するきっかけにつながれば。</div>
市民自主企画事業	<p>❖ 川崎むすびの会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>「夏休み浴衣教室」（全4回） 着物離れが進む一方で、アニメ等の影響で、着物に興味を持ち「自分も和服を着てみたい」との声も多く聞こえ、この機会に浴衣の着付けを通して子どもたちに和服を着る体験をしてもらいたいと考えました。</p><p>「振袖着付け体験」「秋の振袖着付け体験」各1回 感染症の流行や家庭の事情などで、成人式に振袖を着ることができなかった人たちに着付けを行うことで、伝統ある着物文化に触れて欲しいと考えました。</p></div>

市民自主学級 実施要領

1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主学級を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2 学級の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政が協働して行い、市民のみなさんが自主的に企画・運営するものとして、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援することを目的とします。
- (2) 学級の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、又は第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体又は個人。

4 継続して提案できる条件

提案は、単年度ですが、学級の継続を希望する場合は、改めて学級の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。
- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。

- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、学級を開設できなかったと認められる。

5 学級の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を継続的に学習し、今後の地域づくりへの参画についての力量を高めることをめざしたものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした継続的な学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している学級。ただし学級の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (6) 国、地方公共団体、外郭団体から当該学級の委託・補助・助成を受けているもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

6 学級の開設期間、内容など

- (1) 学級の開設期間は、2023（令和5）年4月1日～2024（令和6）年3月31日の単年度とします。
- (2) 学級の主催については、企画運営委員会等又は団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 学級での学習は、募集した参加者が原則全ての回を受講する継続的な学習とします。回数は、おおむね1回2時間程度の学習を、短期学級では5回～9回、長期学級では10回～15回開催するものとします。開催間隔は、毎週・隔週などが考えられますが、継続性を高めるために最大1か月の間隔とします。
- (5) 学級の開設に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。学級参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 開催場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、学級の趣旨に即して、講義形式だけでなく、話し合い・討論、グループワーク、ワークショップ、実地踏査、調査などを取り入れ、共同学習としての成果を高める工夫をするものとします。また、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるよう配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 学級の開設による成果物等については、川崎市に帰属します。

7 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主学級を提案する場合は市民自主学級企画提案書（第1号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2023（令和5）年1月6日（金）から1月20日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月20日必着とします。直接持参とメールについては1月20日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主学級企画提案書（第1号様式）」を確認し、市民自主学級の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

8 学級の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 学級の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主学級以外の高津市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、学級を開設します。

(5) 学級の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館が判断した場合は、学級の開設を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和5年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9 高津市民館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、学級の開設前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。

(2) 委託金額については、短期学級75,000円、長期学級150,000円を上限とします。なお、保育の併設が必要と認められた学級については、短期学級20,000円、長期学級40,000円を限度に保育謝礼分として加算します。

(3) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。

講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。

また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。

保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、又それぞれの合算とすることができます。ただし、委託料（加算された保育料を引いた金額）から支出できる保育謝礼額は、上記委託料の2割を上限とします。

(4) 会場と広報の協力

ア 会場を高津市民館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。

イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。（チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます）

(5) 企画運営会議への参画

よりよい学級を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な学級の企画や開設方法などを協議していきます。

10 個人情報の取扱い

学級の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、学級終了後速やかに破棄するものとします。

ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。

イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。

ウ 個人情報を複製しないものとします。

エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。

オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11 実績報告及び内容の公表

学級終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、学級の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12 その他、関係する要綱など

この学級は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

市民自主企画事業 実施要領

1 趣 旨

この要領は、川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱に基づき、高津市民館が市民自主企画事業を実施するために、必要な事項を定めるものとします。

2 事業の目的

- (1) 地域や社会の課題などの解決や地域の特性に応じた生涯学習・文化・芸術の振興や、様々な世代・立場の市民の交流、市民活動のネットワーク化などに向けた多様な形態での学習事業を、市民と行政が協働で事業を進める中から、実効性のあるパートナーシップのあり方についての相互理解を深め、今後の地域づくりへの市民の参画力を高めることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、広く市民に呼びかけて参加者を募るものとし、市民が担い手となって市民同士の学び合いの場を創ることを通して、新しい公共性の確立及び自主的な市民学習グループ・団体（以下「団体」という。）の力量形成を目指します。

3 提案できる団体・個人

個人については、高津区に在住・在勤・在学している方とします。団体については、高津区内を主な活動場所とする団体とし、5人以上の会員があり、広く入会を受け入れ、民主的に運営されている団体とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 団体の活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体・宗派・宗教団体の利害に係るもの、公共の利益に反するもの。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）（以下「専門部会」という。）の委員又は委員が所属している団体。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、または同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項、または第2項に規定する行為をしている者。
- (5) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号にいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者。
- (6) 公序良俗に反する団体または個人。

4 継続して提案できる条件

提案は単年度ですが、事業の継続を希望する場合は、改めて事業の提案をしてください。継続する事業内容に発展性が見られると実施館が判断した場合に限り、概ね通算3年度まで実施することができます。

また、実施館が次のいずれかに該当していると判断する場合は、3年度を超えて提案をすることができますが、6年度を超えて提案することはできません。

- (1) これまでの学習成果を活かして、地域における新たな学習活動へ発展することが見込まれる。

- (2) これまでの学習成果を活かして、地域の課題解決に取り組む市民活動へ発展することが見込まれる。
- (3) これまでの学習成果に基づき、成果物（報告書など）をまとめ、地域に公表することが見込まれる。
- (4) 災害等により、事業が実施できなかったと認められる。

5 事業の対象

地域や社会の課題の解決に市民自ら取り組んでいくために必要な知識・情報や、市民同士の論議を深める機会を提供するものとします。また、市民同士の協働により、地域における暮らしの質を高め、社会参加を促進することを目的とした生活文化・技術に関する学習も対象とします。

ただし、次に該当するものは対象外となります。

- (1) 提案した団体が地域において、すでに実施している事業。ただし事業の継続を希望する場合はこの限りではない。
- (2) 趣味、スポーツ、レクリエーション及び個人の利益に帰結するもの。
- (3) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの。単に会場の無料使用や広報（個人や団体のPRなど）を目的としたもの。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 施設等の建設や整備を目的としたもの。
- (6) 国、地方公共団体、外郭団体から当該事業の委託・補助・助成を受けているもの。
- (7) 公序良俗に反するもの。

6 事業の実施期間、内容など

- (1) 事業の実施期間は、2023（令和5）年4月1日～2024（令和6）年3月31日の単年度とします。
- (2) 事業の主催については、企画運営委員会等または団体と川崎市教育委員会とします。
- (3) 学習内容を検討する際には、「教育文化会館・市民館・分館 市民自主学級・市民自主企画事業 企画提案に向けてのポイント」に留意してください。
- (4) 事業での学習は、多文化共生事業をはじめ、文化・芸術鑑賞、世代間交流、地域の歴史に関する事業など様々な分野が考えられます。回数などについては規定がありませんが、1回～5回程度が望ましいと思われます。参加者も、回ごとに募集して差し支えありません。
- (5) 事業の実施に先立って、市政だより、市民館だより、チラシなどで学習計画を公表し、参加者を公募するものとします。その際の公募定員は原則20人以上とし、申込受付は高津市民館で行います。事業参加者の対象は、高津区の在住・在勤・在学者を原則としますが、他区からの参加者も可とします。ただし、学習の趣旨に即して年齢、対象地域を限定することは可能です。
- (6) 受講料については無料とします。ただし、受講者個人にかかわる教材費・保険料・保育料など受益者負担となる費用については、受講者から徴収してください。教材費などを徴収した場合は、収支を精算し、その執行状況を参加者と市民館に報告する事が必要です。
- (7) 実施場所は高津市民館（ただし、大ホールは除く。）又は高津区内の公共性のある施設等とします。
- (8) 学習形態については、事業の趣旨に即して、単発の講演会をイベント形式で実施するだけでなく、交流や発表会、展示会、シンポジウム、フォーラム、見学会など自由で多様な形態を取り入れられるものとします。そのような中でも、異なった立場、考え方の人が対等に意見交換できるような配慮が必要です。
- (9) 講師・指導者・助言者などについては、専門家だけでなく、地域課題・生活課題についての当事者・市民活動関係者に事例報告・話題提供などを依頼することも、市民同士の学びあい・交流を促進する上で重視したい点です。

(10) 事業の実施による成果物等については、川崎市に帰属します。

7 提案方法

(1) 提出書類

団体の応募にあたっては、市民自主企画事業を提案する場合は市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）を提出するとともに、次の書類を提出してください。ただし、個人が応募する場合には企画提案書及び個人に関する申出書（第4号様式）を提出します。

- ア 団体の規約
- イ 会員名簿
- ウ 前年度の活動報告書・決算書
- エ 今年度の活動計画書・予算書
- オ 団体に関する申出書（第3号様式）

(2) 提出期間 2023（令和5）年1月6日（金）から1月20日（金）午後5時までです。

郵送の場合は1月20日必着とします。直接持参とメールについては1月20日午後5時までです。

(3) 提出方法 直接持参かメール、郵送とします。（FAXは不可とします）

「市民自主企画事業企画提案書（第2号様式）」を確認し、市民自主企画事業の趣旨及び実施要件を満たさないと判断した場合は、その理由を明らかにし、受理しないことがあります。

なお、ご提出前に、必ずご相談にお越しくください。（説明会時の相談も含む）事前にご相談されずにご提出いただいた場合は、提案要件を満たしていても受理しかねることがあります。

(4) 提出先 〒213-0001 川崎市高津区溝口1-4-1 ノクティ2 11階 高津市民館
メールアドレス 88takasi@city.kawasaki.jp

8 事業の選考など

(1) 提案された企画提案書については、専門部会において川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に基づき非公開により、選考を行います。

(2) 事業の選考にあたっては、予算、労力、施設の適正使用などを考慮し、実施可能な範囲で選考します。

(3) 提案内容が、市民自主企画事業以外の高津市民館事業で実施することが適当だと考えられる場合は、高津市民館と応募された団体又は市民（個人）と協議の上、移行することがあります。

(4) 市民（個人）から提案された企画案が選考された場合は、改めて公募した企画運営委員と提案した市民（個人）を含めた5人以上で企画運営委員会等を組織し、学習計画を協議した上で、事業を実施します。

(5) 事業の計画・運営段階において不都合が生じたとき高津市民館が判断した場合は、事業の実施を取り消すことがあります。

(6) 予算に残額が生じた場合は、再募集をする場合があります。

(7) 事業は令和5年度予算の確定（川崎市議会の議決）をもって正式決定とします。

9 高津市民館の役割

(1) 経費については、川崎市の委託料とします。学習計画ができた段階で、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）により川崎市と企画運営委員会等又は団体との間で委託契約を交わし、事業の実施前に一括して支払うものとします。

委託契約にあたっては、企画運営委員会等又は団体は、所定の書式による見積書・事業計画書（学習計画書）等を提出していただきます。

- (2) 委託料以外の収入については、次のものも経費に充てることができます。
- ア 参加団体・グループを募ってのイベント事業については、参加団体・グループからの適正な範囲での負担金。
 - イ 民間からの助成金や賛助金、寄付金などで公共性を損なわない範囲のもの。
- (3) 委託金額については、特に規定はありませんが、事業の趣旨を踏まえて適切に積算し提案するものとします。
- (4) 支出の費目については、講師等謝礼、保育謝礼、消耗品費、印刷費、通信費、会場使用料、物品借上げ料等とします。
- 講師等謝礼の額は、川崎市教育委員会社会教育振興事業講師等謝礼標準単価表に準ずるものとします。また、受託した企画運営委員会等又は団体のメンバーに講師謝礼等を支払うことはできません。
- 保育謝礼は、予算編成に応じて、委託料・参加者からの実費徴収のいずれかで支弁するか、またそれぞれの合算とすることができます。
- (5) 会場と広報の協力
- ア 会場を高津市民館とした場合、教育委員会主催事業として会場使用料は無料となります。
 - イ 内容を確認し、チラシの公共機関などへの配布の手配、川崎市、高津市民館ホームページへの掲載など。(チラシなど広報物を職員と一緒に作成することもできます)
- (6) 企画運営会議への参画
- よりよい事業を目指して、企画運営委員会等又は団体と市民館職員で構成される企画運営会議を開催します。この会議では、企画運営委員会等又は団体と市民館双方が対等の立場で建設的な意見を交わし、具体的な事業の企画や実施方法などを協議していきます。

10 個人情報の取扱い

事業の運営にあたり、知り得た個人情報は、次の点に留意し漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を取り、適正な維持管理を行い、事業終了後速やかに破棄するものとします。

- ア 個人情報を目的以外に利用しないものとします。
- イ 個人情報を主催者以外へ提供しないものとします。
- ウ 個人情報を複製しないものとします。
- エ 個人情報の受信及び送信並びに記録媒体の收受、送付及び管理・保管は高津市民館の保有個人情報管理責任者が行うものとします。
- オ 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等が発生した場合は速やかに高津市民館の保有個人情報管理責任者に報告し、その指示に従うものとします。

11 実績報告及び内容の公表

事業終了後速やかに、関係書類（事業報告書、参加者名簿、出席簿等）を添えて、委託業務完了届一式（委託業務完了届・収支報告書・実施報告書）を提出するものとします。また、事業の公正性、透明性を高めるため、別途学習成果を高津市民館が主催する生涯学習交流集会等で、報告・公開するものとします。

12 その他、関係する要綱など

この事業は、別途定める川崎市教育文化会館・市民館市民自主学級開設及び市民自主企画事業実施要綱によるものとします。

(第1号様式)

市民自主学級企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
学級名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの学級を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 学級が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

(第2号様式)

市民自主企画事業企画提案書		提案年数	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> () 年目
館名		提出日	年 月 日
事業名 仮称で結構です。			
企画意図 なぜこの事業を提案しようと思われたかについて簡潔にご記入ください。			
取り上げる課題 地域や社会の課題などを箇条書きでご記入ください。			
課題の解決 課題の解決に向けて考えていることをご記入ください。			
公益的な事業 地域に求められていると考える点や、実施することで期待できる地域への効果についてご記入ください。			
発展性 事業が終了した後、地域などでの学びや成果の広がりについてご記入ください。			
実施館との協働 協働で得られる効果や実施館と企画を考えていく取り組み方についてご記入ください。			

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

団体名

住 所

氏 名

印

電 話

団体に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 団体は、当該行政区内（分館は設置地区内）を主な活動場所とし、5人以上で構成され、広く入会を受け入れ、民主的に運営されていること。
- (2) 主たる活動目的が、営利を目的とするもの、特定の政党・政治団体、宗派・宗教団体の利害に係わるもの、公共の利益に反するものではないこと。
- (3) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員又は委員が所属している団体ではないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。
- (7) 公序良俗に反しない団体であること。

(第4号様式)

年 月 日

(宛先) 館長

申請者

住 所

氏 名

印

電 話

個人に関する申出書

次の要件を満たしていることを申し出ます。

- (1) 当該行政区（分館は設置地区）に在住・在勤・在学している者であること。
- (2) 川崎市社会教育委員会議規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第1号）別表の専門部会の欄に掲げる専門部会（教育文化会館及び各市民館に限る。）の委員ではないこと。
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が川崎市暴力団排除条例第2条の各号のいずれかに該当及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと。

～ 企画提案に向けてのポイント ～

この表は、企画段階から押さえておきたいポイントをまとめたものです。

このポイントをもとに企画を考え、企画提案会で説明するとわかりやすいと思います。

	ポイント	説明
1	<p>「課題」の解決</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域や社会の課題について、その解決に向けた学習を行うものです。</p>	<p>○今、地域や社会のどのような課題の解決に向けて、どのような学習が必要なのかを考えて企画しましょう。</p> <p>※個人的な趣味やスポーツ・レクリエーションを目的とした事業は原則として対象になりません。</p>
2	<p>公益的な事業</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は教育文化会館・市民館・分館が市民と協働で実施する公的な社会教育事業です。</p>	<p>○公の事業として、市の予算や公的な施設などを使って行いますので、多くの市民が学ぶことを望んでいる企画や学習の成果が広く地域へ拡がることを期待できる企画を考えましょう。</p> <p>※提案グループへの助成や活動補助を目的とした事業ではありませんので、日常活動や内部研修、会員募集などの企画は対象になりません。</p>
3	<p>地域づくりへの発展</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、生涯学習・市民活動を推進し、地域づくりへの参画を支援するものです。</p>	<p>○学びの成果が個人にとどまらないように、参加者同士や関係する人々が出会い、交流し、話し合うことができるように工夫しましょう。</p> <p>○事業終了後に、地域における市民の学びの場づくりやボランティア等の市民活動などの社会参加につながるように工夫しましょう。</p>
4	<p>市民と市民館の協働</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、市民と市民館が協力して企画・運営していくことにより市民の参画力を高め、新しい公共性の確立を目指しています。</p>	<p>○市民館と協働で事業を行うことにより、提案グループがこれまでの活動で培ってきた経験やノウハウを活かし、学習の成果をより高めるように工夫しましょう。</p> <p>○市民館と提案グループが協力し合って、事業を企画し、運営することそのものが学びの場となるように取り組みましょう。</p> <p>※個人提案は、提案会で実施が決定したら企画運営委員を公募して市民館と協働で実施していきます。</p>
5	<p>地域を活かす</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、地域の特性に応じた魅力的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○地域には様々な知識、技能、経験を持った方々がたくさん活躍しています。また自然や歴史、伝統芸能など、地域には大切な資源が多くあります。地域の特性や特色を活かして、その地域にふさわしい魅力的な事業を企画しましょう。</p>
6	<p>予算の適正性</p> <p>市民自主学級・市民自主企画事業は、適正な予算で効果的な事業の実施を目指しています。</p>	<p>○講師謝礼、紙や文房具、切手代など、事業実施に必要なものを適正に積算しましょう。</p> <p>○事業で作成したものを個人が持ち帰る場合の材料費や、個人に対して掛ける保険料等の費用については受益者負担とします。</p>